



新潟県

## 教育月報 7・8

月合併号

第856号

令和3年7月1日発行

編集人、発行人

新潟県教育委員会

## &lt;今月号の記事&gt;

|   |                 | 対象校種 |
|---|-----------------|------|
| 1 : 教育ニュースライン                                       | ..... P 1       | 全種   |
| 2 : 教職員の事故防止と服務規律の確保について                            | ..... P 2 ~ 5   | 全種   |
| 3 : 子ども読書活動の推進について                                  | ..... P 6       | 全種   |
| 4 : いきいき県民カレッジ「成果活用促進」事業実施機関募集中！                    | ..... P 7 ~ 8   | 全種   |
| 5 : SDGs 学習を取り入れた体験プログラムを<br>地域と一緒に作りませんか？          | ..... P 9       | 全種   |
| 6 : 令和3年度全国高等学校総合体育大会<br>「輝け君の汗と涙 北信越総体 2021」準備活動報告 | ..... P 10      | 高校   |
| 7 : インフォメーション/新型コロナウイルス感染症に関するトピックス                 | ..... P 11 ~ 12 | 全種   |

## 教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

### 三条高等学校がWWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築事業における「カリキュラム開発拠点校」として、新潟県で初めて文部科学大臣指定を受けました

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築事業の目的は、①将来、新たな社会（Society5.0）を牽引し、世界で活躍できるビジョンや資質・能力を有したイノベティブなグローバル人材を育成すること、②高校と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生に高度な学びを提供する仕組（コンソーシアム）を構築し、カリキュラムを開発することです。

文部科学省が、高校生6万人あたりに1か所（令和元～5年度で全国50か所）を目安に、コンソーシアムの拠点となる高校等を整備する構想で、現在のカリキュラム開発拠点校は全国で28校あります。この度、三条高等学校が新潟県で初めて指定を受けました。

三条高等学校のカリキュラム開発は次のとおりです。

## &lt;構想名&gt;

希望に満ちた未来を創るリーダー育成システムの構築～地場産業の町・日本の穀倉地帯からSDGs達成を目指す～

- ・「SDGs（産業・農業・環境）」をテーマとして、地元企業等と連携
- ・地域課題を理解するとともに、海外連携を通じて視野を広げ、課題解決を目指し、科学技術を活用しながら探究
- ・地域、県、世界をつなぐネットワークを構築

## &lt;連携先&gt;

**県内高校等** 新潟南高校、新発田高校、長岡高校、柏崎高校、高田高校、国際情報高校、三条東高校、新潟県央工業高校、三条商業高校、加茂農林高校、燕中等教育学校

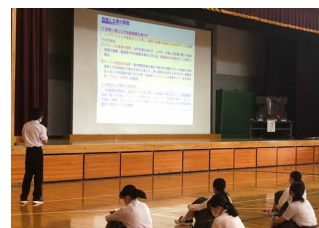
**海外高校** ベトナム、中国、ロシア、アメリカの高校

**大学** 新潟大学、長岡技術科学大学、新潟県立大学、三条市立大学

**企業・団体** 三条商工会議所、燕商工会議所、JAグループ新潟 など

【生徒が質問

している様子】



## 教職員の事故防止と服務規律の確保について

義務教育課・高等学校教育課

### はじめに

教職員は、常に高い倫理観や使命感をもち、児童生徒の人格形成を支援するという重大かつ崇高な責務を抱えています。

各学校に対しては、事故防止と服務規律の確保に努め、全職員体制で非違行為の根絶に向けた取組をお願いしています。しかし、依然として教職員の不祥事は後を絶たず、学校教育に対する県民からの信頼が揺らいでいる状況にあります。

本号では、昨年度の教職員事故と非違行為について報告します。各学校では、具体例を参考として、教職員が一丸となって非違行為の防止に取り組んでもらいたいと思います。

### 教職員事故の発生状況について

表1 教職員事故の件数 (各年度内報告件数)

| 年 度          |        | 義務教育諸学校 |     | 県立高等学校等 |     |
|--------------|--------|---------|-----|---------|-----|
|              |        | 2年度     | 元年度 | 2年度     | 元年度 |
| 交通事故         | 被害事故   | 17      | 8   | 35      | 25  |
|              | 加害事故   | 5       | 6   | 49      | 58  |
|              | 飲酒運転   | 0       | 1   | 1       | 0   |
|              | 速度超過   | 1       | 2   | 0       | 1   |
|              | 自損・物損等 | 14      | 13  | 4       | 3   |
| 負傷事故(交通事故以外) |        | 133     | 108 | 24      | 39  |
| 非違行為(交通事故以外) |        | 11      | 8   | 9       | 8   |
| 病気等の死亡       |        | 4       | 12  | 3       | 7   |
| その他          |        | 0       | 0   | 0       | 0   |
| 総計           |        | 185     | 158 | 125     | 141 |

※表1の教職員事故件数には、県立学校の事務職員等による事故件数も含まれる。

#### 1 義務教育諸学校

義務教育諸学校(公立特別支援学校を含み、新潟市立学校を除く。)における教職員の事故の総数は185件で、前年度より27件増加しました。特に、交通被害事故が急増しています。

懲戒処分件数は前年度と同じ14件でした。

免職に至る重大な事故は1件、その他にも前年度に比べ個人情報流出事故が増加しています。

今後も危機感をもち、非違行為根絶の取組を強化し、事故防止への意識を一層高めていく必要があります。

#### 2 県立高等学校等

県立高等学校及び中等教育学校における教職員事故の総数は125件で、前年度より16件減少しました。交通事故による懲戒処分件数は2件で、前年度より1件増加しました。事故の総数は前年度より減少しましたが、交通被害事故や非違行為が増加しました。

県民からの信頼を大きく損なうことがないように、教職員一人一人がこうした状況を自分のこととして受け止め、全教職員で事故防止、非違行為の根絶に向けた取組を行っていく必要があります。

### 交通事故の防止

表2 各年度の教職員の交通事故処分件数

| 年 度  | 義務教育諸学校 |     | 県立高等学校等 |     |
|------|---------|-----|---------|-----|
|      | 2年度     | 元年度 | 2年度     | 元年度 |
| 加害事故 | 2       | 3   | 1       | 0   |
| 飲酒運転 | 0       | 1   | 1       | 0   |
| 速度超過 | 1       | 2   | 0       | 1   |
| その他  | 0       | 0   | 0       | 0   |
| 総計   | 3       | 6   | 2       | 1   |

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表1の事故発生件数と表2の処分件数が一致しない場合がある。

#### 1 飲酒運転の根絶

飲酒運転は、教育への信頼を損なうだけでなく、その社会的責任が極めて大きい違法行為です。また、人の生命にかかわる重大事故に結び付く、極めて悪質かつ危険な行為であるという認識を改めてもつ必要があります。



県教育委員会は、飲酒運転を行った教職員に対しては、「酒酔い」「酒気帯び」の別や事故の有無にかかわらず、原則として「免職」、同乗した教職員や飲酒を勧めた教職員も「免職」又は「停職」という厳しい処分を臨んでいます。

昨年度は、県立高等学校で、自転車の飲酒運転による処分事案がありました。引き続き飲酒運転根絶を目指し、教職員一人一人が行為の重大性を厳しく認識するとともに、自校から飲酒運転を出さないための取組が各学校に求められます。

## 2 速度超過違反の防止

速度超過違反は、死亡事故や重大事故を引き起こす極めて危険な行為です。30km/h(高速道40km/h)以上の速度超過の運転は、危険度の高い悪質な違法行為として道路交通法で罰金などの刑事罰が科せられるとともに、行政処分として運転免許の停止処分を受けることとなります。

県教育委員会では、このような速度超過違反を懲戒処分の対象としており、昨年度は義務教育諸学校で1件の懲戒処分を行いました。帰宅を急ぐあまり、制限速度40kmの一般道において、31kmオーバーで検挙された事案です。

児童生徒の交通安全教育に携わる教職員は、自らが率先して交通法規を守り、交通事故防止に努めなければなりません。速度超過違反は一人一人の心掛けでゼロにできます。ハンドルを握る際は、常に心と時間にゆとりをもち、制限速度を遵守することが大切です。

## 3 交通加害事故の防止

相手方に重傷(全治30日以上)を負わせ、懲戒処分となった加害事故が義務教育諸学校で2件発生しました。

交通加害事故の多くは、一時不停止やわき

見運転、前方不注意など、運転に集中していれば防ぐことができるケースがほとんどです。発生場所はその多くが信号のない交差点となっています。交差点では楽観的な予測に基づく「だろう」運転ではなく、危機意識をもった「かもしれない」運転を心掛け、確実な一時停止と入念な左右確認を行い、事故を起こさない安全走行に努めることが大切です。

万一、加害事故を起こした場合は、被害者への救急措置に全力で当たり、警察への届出を行うなど、運転者や同乗者としての当然の義務を果たすとともに、被害者や家族への誠意ある初期対応が求められます。また、損害賠償等事故後の措置についても、丁寧かつ誠実な対応が求められます。

交通加害事故は、刑法により懲役、禁錮又は罰金刑を科せられる場合もあることを自覚し、十分な安全確認と慎重な運転を行い、事故防止に努めてもらいたいと思います。

### 非違行為(交通事故以外)の防止

令和2年度に処分された非違行為の件数(交通事故を除く。)は表3のとおりです。以下、主な非違行為の事例等を紹介するとともに、その行為に係る問題の所在と今後の対策について考えてみます。

表3 各年度の教職員の非違行為処分件数(交通事故以外)

| 年 度      | 義務教育諸学校 |     | 県立高等学校等 |     |
|----------|---------|-----|---------|-----|
|          | 2年度     | 元年度 | 2年度     | 元年度 |
| 窃盗・横領    | 0       | 0   | 0       | 0   |
| 著作権法違反   | 0       | 0   | 0       | 0   |
| 体罰・暴力行為  | 2       | 2   | 3       | 2   |
| 性非行・セクハラ | 1       | 3   | 1       | 0   |
| 情報紛失・流出  | 2       | 2   | 2       | 0   |
| 管理監督責任   | 0       | 0   | 2       | 1   |
| その他      | 6       | 1   | 1       | 5   |
| 総 計      | 11      | 8   | 9       | 8   |

※年度内に発生した事故であっても処分が翌年度になる場合もあり、文中や表1の事故発生件数と表3の処分件数が一致しない場合がある。

## 1 体罰・暴力行為の防止

前年度に引き続き、令和2年度も体罰実態調査を実施しました。調査の結果、全校種合わせて89件（前年度は82件）の報告がありました。そのうち、体罰と判断されるものが8件、体罰には該当しないものの、不適切な指導が25件ありました。体罰件数が増加するなど、依然として体罰がなくなることを県教育委員会として重く受け止め、厳正に対処するとともに、根絶に向けた取組を一層強化してまいります。

調査結果の校種別の内訳は、体罰と判断されたものが義務教育諸学校で2件、県立高等学校及び中等教育学校で6件ありました。事故発生時に教職員自らが管理職に申告するなどし、訓戒等の処分済みの事案もありますが、児童生徒、保護者、教職員からのアンケート調査によって、はじめて明らかになった事案もありました。また体罰にあたらなくても、指導の過程で何らかの有形力が行使されたり、身体的な苦痛は伴わなかったものの不適切な指導が、義務教育諸学校で20件、県立高等学校及び中等教育学校で、5件報告されています。この中には、教職員による児童生徒の心を傷つけることにつながるような軽はずみな発言や暴言などで、精神的な苦痛を与えている事案もあります。

また、経験年数が長い教諭による有形力の行使、児童生徒の心を傷つけるような言葉の暴力が依然として見受けられます。体罰は違法であり、児童生徒への指導として決して許されるものではありません。体罰による被害が軽微であっても、基本的人権の尊重の観点から容認されません。近年、体罰に関する県民感情は一段と厳しくなっていることを認識する必要があります。

**【事例1】** 給食時に立ち歩いていた児童の耳を引っ張って席に着かせた。

**【事例2】** 授業中に授業と関係ない問題集を出していた生徒の頭を、取り上げた問題集でたたき、生徒の眼鏡を破損させた。

## <問題の所在>

- (1) 殴る蹴るなどの行為の他に、長時間の正座や直立姿勢の保持など、肉体的な苦痛を伴う行為も体罰であることをしっかり認識していなかった。
- (2) 学級が落ち着かない状態を改善しようと焦る気持ちから、児童生徒の行動に思わず感情的になり体罰を行った。
- (3) 叩くなど、普段の大人同士の関係ではやらない行為も指導であれば許されるという甘い認識をもっており体罰に至った。

## <今後の対策>

- (1) 管理職は、児童生徒に威圧的な態度や粗暴な言動が見られるなど体罰の前兆が見受けられる教職員、精神的なゆとりやおおらかさを失っている教職員に対して、時機を失することなく声かけを行い、態度や言動に対して具体的な指導を行う。
- (2) 教職員は、児童生徒の人権を尊重した教育を推進する立場にあることを常に忘れずに適切な指導を心掛け、体罰は児童生徒の人権を著しく損ねることを自覚する。
- (3) 教職員は、平成25年3月13日付けで文部科学省から発出された「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」等を参照し、どの行為が体罰に当たるかについて正しく理解し、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った認識をもたない。
- (4) 日頃から教職員全体で児童生徒の情報交換を行い、問題行動等に対して学校全体で当たる組織的な生徒指導体制づくりに努める。
- (5) 行き過ぎた不適切な指導が行われていないかを、学年部や教科部の職員同士で、また、部活動顧問が活動場所単位で日常的に点検できる体制を、管理職が整備する。

## 2 個人情報紛失・情報漏えい等の防止

令和2年度に、個人情報の紛失・漏えいが、義務教育諸学校と高等学校等合わせて14件発生しました。昨年度は11件で、3件増加しました。



【事例3】 生徒の成績等が記載された紙が裏紙として再利用され生徒に配付された。

【事例4】 生徒の成績等個人情報が保存された公用USBを校外に持ち出した際、不注意により紛失した。

#### <問題の所在>

- (1) 電子データでの個人情報については、学校の個人情報管理規程が徹底されている場合は多い。しかし、紙媒体の個人情報の管理が不十分である。
- (2) 個人情報の重要性に対する意識が希薄であり、その取扱い及び管理方法が不十分である。

#### <今後の対策>

- (1) 管理職は、個人情報の取扱いに関する校内規定の見直しを図るとともに、教職員が個人情報の管理について、確実に実行できる具体的な取組を行う。
- (2) 教職員は、個人情報を扱う際には、常に複数で対応する等、危機管理意識を高める。特に答案の紛失やメールアドレスの流出などの事故防止を徹底する。

※校務に使用するパソコンには、公用・私用の別に関わらず、情報流出の危険性のあるソフトを決してインストールしないこと。また、ウイルス対策ソフトをインストールするとともに、更新を確実に行うこと。

※管理職の許可を得て個人情報を持ち出すときの手続き、元に戻したときの報告の手順等を、全職員で確認すること。

### 3 性非行・ハラスメント等の防止

性非行は、教職員としての基本的な資質に欠ける重大な非違行為であり、被害者に深い心の傷を残します。また、ハラスメントは働く人の個人としての尊厳を傷つける社会的に許されない行為です。懲戒処分の基準では、強制わいせつ行為を行った教職員は「免職」又は「停職」であり、特に児童生徒に対してわいせつ行為を行った教職員は「免職」とされます。

性非行については、昨年度、義務教育諸学

校で、未成年者へのわいせつ行為による免職処分が1件ありました。依然として性非行事案が根絶できない危機的な状況が続いているといえます。

職場内におけるハラスメントについても、セクシャルハラスメントだけに限らず、パワーハラスメント、マタニティーハラスメント等についても防止に向けた対応が必要です。再度以下の点を十分に確認し、今後新たな性非行等が発生しないよう取り組んでもらいたいと思います。

#### <発生防止への留意点>

- (1) 性非行は、教育に対する信頼を根底から失わせるとともに、児童生徒の人格形成に多大な悪影響を与える行為であり、絶対に許されるものではないことを強く自覚する。
- (2) ハラスメント等の防止について、所属長をはじめとする教職員一人一人が問題意識をもち、ハラスメントの防止に努める。
- (3) 令和2年7月に県教育委員会が改正した「ハラスメントの防止及び対応について」を活用し、所属におけるハラスメントの防止や問題が生じた場合の対応等について確認する。特に、マタニティーハラスメントに関しての理解を深め、防止に向けて意識を高める。

#### おわりに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域との信頼関係のもとに成り立っています。その信頼は、教職員一人一人の不断の努力により築かれるものです。しかし、教職員の非違行為は今までの努力を一瞬にして無とし、培ってきた信頼を根底から失わせるものです。一度損なった信頼関係を回復するには、多大な労力と時間を要します。

管理職においては、全職員体制での非違行為根絶に向けた取組を引き続きお願いします。また、業務の効率化を一層図ることにより、教職員の多忙化解消に努め、教職員のやりがいを高めながら、開かれた職場環境づくりに取り組んでもらいたいと思います。

## 子ども読書活動の推進について

生涯学習推進課

### はじめに

子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、県教育委員会では、読書に関するコンクールをはじめ、子ども読書活動の推進に携わる方の研修など、様々な取組を進めています。

今年度の主な取組について紹介します。

### 読書おたよりコンクール

子どもが読書習慣を身に付け、また、表現する楽しさを実感してもらうため、本を読んで感動したこと・印象に残ったことを絵と文で伝えるコンクールを開催します。

平成27年度から実施し、昨年度は463作品の応募がありました。



【令和2年度 知事賞作品】

募集部門 ①園児～小学校3年生  
②小学校4～6年生 ③親子  
募集期間 7月26日(月)～9月8日(水)  
※詳細は学校にお知らせします。

### 新潟県中高生POPコンテスト

小学生から、中学生、高校生と進むにつれて「不読率」（1か月に1冊も本を読まない人の割合）が高くなっていくことから、読書に関心を持ち、読書を楽しむきっかけづくりとして、中高生による同世代への推奨本の紹介POP（商品等を分かりやすく紹介する広告）を募集します。

優秀作品は、POP及び作品のポスターを学校や公立図書館、書店等に展示します。

平成30年度から実施し、昨年度は2,197作品の応募がありました。



【令和2年度 知事賞作品】

募集部門 ①中学生 ②高校生  
募集期間 7月26日(月)～9月8日(水)  
※詳細は学校にお知らせします。

### 子ども読書レベルアップ研修会

学校及び公立図書館・地域等で子ども読書活動の推進に携わる方の資質向上とネットワーク構築を図る研修会を県内5地区・各2回(計10回)実施します。

会場 上越(上越市)  
中越(小千谷市・燕市)  
下越(阿賀野市・佐渡市)

内容 講演  
対象 教職員、図書館司書、行政担当者、地域の読書ボランティア等

※詳細は県のホームページを御覧ください。

### おわりに

未来を担う子どもたちに、読書の楽しさ、大切さを伝えるとともに、読書を通じて、読解力、想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うための取組に御協力をお願いします。

生涯学習推進課 成人教育係  
TEL 025-280-5972





## いきいき県民カレッジ「成果活用促進」事業 実施機関募集中！

県立生涯学習推進センター

### はじめに

現在「いきいき県民カレッジ」では「成果活用促進」事業の実施機関を募集しています。多くの学校から実施機関への登録をお願い致します。

### 「いきいき県民カレッジ」とは？

いきいき県民カレッジ(以下カレッジ)とは、知事を学長とし、生涯学習社会の推進に向けて「いつでも、どこでも、自分の希望するものを学びたい」という県民の要望に応えることを目的に実施している事業です。県や市町村、大学・短期大学、高等学校、専門学校、各種学校等さまざまな機関が実施している講座が登録されています。令和2年度は全1,345講座でのべ131,045名の方が学びました。講座内容は新潟地域学からスポーツ・健康に至るまで多岐にわたります。

また、年間2回(4月、9月)「カレッジ・講座一覧/入学案内」を発行し、県内市町村をはじめとする県内各施設へ配布しています。



### 「成果活用促進」事業について

#### 1 循環型生涯学習社会の実現に向けて

平成29年度から、従来のカレッジ事業に加え、県民がカレッジ等で学んだ知識や技能を学校や地域で活かす取組を支援する「成果活用促進」事業を開始しまし

た。以下、従来の「カレッジ」と「成果活用促進」事業を比較して説明します。

#### (1) 従来のカレッジ＝「学び」主体

県民の「学び」の励みになるように「受講手帳」を配布しています。そこに講座を受講したことによって得られるスタンプやシールをためることにより、学長(県知事)から奨励証が授与されます。



【受講手帳】



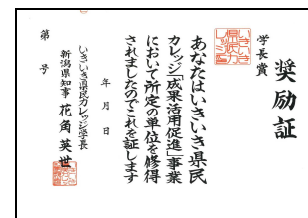
【カレッジ表彰式の様子】

#### (2) 成果活用促進＝「活用」＋「活躍」

「学び」の成果(知識や技能)を学校や地域で活かし、活躍できる取組の支援を行うのが「成果活用促進」事業です。具体的には、今までの「受講手帳」とは別の「活用手帳」を使用し、学びの成果を生かす活動の記録と、単位認定及び奨励証の交付を行います。



【活用手帳】



【奨励証】

#### 2 単位認定活動の対象例

具体的には下記のような活動が認定されています。

ア 学校支援活動(ゲストティーチャー

- ・外部講師等としての学校教育活動支援及びそれに準ずる活動)
- イ 教育委員会が主催する事業における活動（放課後子供教室、土曜学習、地域未来塾及びこれらに準ずる活動）
- ウ 公民館・コミュニティセンター・児童館・青少年教育施設等が実施する事業における活動（学習講座や研修等の講師や運営スタッフ及びこれらに準ずる活動）
- エ 県立生涯学習推進センターが主催する事業における活動（ボランティアスタッフ及びこれらに準ずる活動）
- オ 県立・市町村立図書館が実施する事業における活動（読み聞かせボランティア及びこれらに準ずる活動）

### 3 「成果活用促進」事業での単位認定から奨励証交付までの流れ

① 実施機関（学校や公民館等）で授業や講座等の活動を支援する。



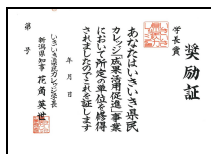
② 活動終了後、活動を依頼した実施機関の担当者がスタンプを押印する（1時間で1単位取得）。



③ 活用手帳のスタンプがたまったら奨励証をカレッジ本部へ申請する。なお、活用手帳への押印に有効期限はありません。



④ 奨励証の交付



### 実施機関の募集について

新潟県立生涯学習推進センターでは、現在、実施機関となる学校等を大募集しています。（4月現在、304機関が参加）今後さらに実施機関を増やすべく広報していく予定です。

お申込みは、当センターHP「ラ・ラ・ネット」トップページから。いきいき県民カレッジ「成果活用促進」参加申込書に、成果活用の対象活動・事業名等を記入し、新潟県立生涯学習推進センターにお申し込みください。

### おわりに

「成果活用促進」事業の主なねらいは、次の2つです。

- ① 生涯学び活躍できる循環型生涯学習社会の実現
- ② 家庭や地域と連携した魅力と活力ある学校づくりの推進

「活用手帳」を使って、学校と地域の方々のコミュニケーション（つながり）を促進するとともに、参加される地域の方々自身の更なる学びへの関心・意欲の向上も期待されます。地域の方々もっている「学び」の成果を、学校を通じて、子ども・家庭・地域へ還元していただくために、是非多くの学校からの実施機関としての参加をお願いします。



【カレッジマスコット まなみん】

### 【申込先・問合せ先】

新潟県立生涯学習推進センター

ラ・ラ・ネット：<https://www.lalanet.gr.jp>

TEL :025-284-6110

FAX :025-284-6019



## SDGs 学習を取り入れた体験プログラムを地域と一緒に作りませんか？

農林水産部地域農政推進課

### はじめに

学習指導要領が改訂され、修学旅行や自然教室などの教育旅行においても主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた体験活動が求められるようになっていきます。

県内各地域のグリーン・ツーリズム推進団体（以下「各団体」という）では、県内の農山漁村地域での体験活動を通じて、持続可能な社会について子どもたちに考えてもらうことができるよう、既存プログラムにこれらの視点を盛り込むことに取り組んでいます。

今回は、特定非営利活動法人開発教育協会を講師にお招きする、地域や社会とつながるSDGs 学習を取り入れた体験プログラムづくりについてご案内します。

### 研修会のねらい

各団体が提供する農山漁村体験、自然・環境学習、防災学習、ジオパーク学習、世界農業遺産学習、歴史・伝統文化体験などを題材としたSDGs 学習について、教員と各団体と一緒に考え、学習効果の高いプログラムにブラッシュアップすることを目的としています。

### 研修会の概要

#### 1 日時

令和3年8月20日(金)  
午後4時から午後6時30分まで

#### 2 開催方法

オンライン開催 (Zoom)

#### 3 内容

県内で提供している様々な体験プログラムを地域協議会から紹介し、どのような探究学習やSDGs 学習ができるのか、教員とブレイクアウト機能を使ったワークショップ形式で検討します。

### 参加方法

#### 1 申込期限

令和3年8月6日(金)まで

#### 2 申込方法

学校名、氏名、メールアドレス (Zoom 招待メールの送付希望先) を以下メールアドレスへ送信してください。

#### 3 申込先

地域農政推進課 石川

[ishikawa.yoko@pref.niigata.lg.jp](mailto:ishikawa.yoko@pref.niigata.lg.jp)

### おわりに

農山漁村での体験は、地産地消の心がけにより輸送コストや燃料が節約できることや外国からの輸入に頼らない農業生産システムの重要性などを知り、子どもたち自身が未来に向けてできることを考えてもらうきっかけになります。

ぜひ研修会にご参加ください。



【大地の学校：千歯こきの様子/高柳小学校】

また、県内のモデルコースや、体験活動については、Webサイトで紹介しています。ぜひ、お近くの地域での体験を探究学習・SDGs 学習にご活用ください。

【にいがたグリーン・

ツーリズムWebサイト→】



## 令和3年度全国高等学校総合体育大会「輝け君の汗と涙 北信越総体 2021」準備活動報告 保健体育課

### 学校独自の広報活動

新型コロナウイルス感染症により、校外における広報活動はできませんでしたが、高校生活動推進校63校が校内でできる活動として「朝の挨拶運動」「集会」「文化祭」「ラジオ出演」などにより、大会をPRしました。

### 競技種目別大会ポスター等原画

競技種目別ポスターおよびプログラム表紙の原画を募集したところ、県内高校生から109作品の応募があり、その中から競技種目ごとに最優秀賞1点、優秀賞2点が選ばれました。各競技種目の最優秀作品を紹介します。



【体操競技】

【新体操】

【相撲】



【バスケットボール】



【弓道】

### 草花装飾

会場を飾る草花装飾は、県内農業高校等の生徒が担当します。現在、装飾に使う草花を丹精込めて栽培しています。会場周辺や会場内を彩るプランターは、約250個準備しており、その材料には、友情の花であるベゴニア、ニチニチソウの他、新潟県の気候・風土に合わせた草花を選んでいきます。

### カウントダウンボード

大会開幕までの日数を刻むカウントダウンボードを県内の工業高校等を中心に製作し、競技開催市に設置しています。



① ② ③ ④ ⑤

- ①新潟工業高校（新潟県庁）
- ②新津工業高校（新潟市東総合スポーツセンター）
- ③長岡工業高校（アオーレ長岡）
- ④上越総合技術高校（謙信公武道館）
- ⑤糸魚川白嶺高校（糸魚川市役所）

### 手作り記念品

県内の開催競技に参加する選手・監督には大会参加記念として、手作り記念品の缶バッジを配付します。高校生活動推進校から出されたイラストは46種類となり、新潟に来県した思い出となるよう、「新潟」をモチーフにしたものとなりました。高校生活動推進校で分担し、合計5,000個作製します。



【手作り記念品「缶バッジ」】

### おわりに

新潟県選手の活躍に力強い声援と大会を支える高校生補助員にも激励をお願いします。



# インフォメーション

## ●県立近代美術館（長岡市）

### 企画展 御大典記念 特別展 「よみがえる正倉院宝物

#### —再現模造にみる天平の技—

正倉院宝物の再現模造は、明治時代に始まります。昭和47年（1972）からは、材料や技法、構造の忠実な再現に重点をおいて、重要無形文化財保持者（人間国宝）らの熟練の技と、最新の研究成果との融合によって生み出されました。その精巧な数々を一堂に公開します。



模造 銀薫炉 正倉院事務所蔵

- 会 期 7月3日(土)～8月29日(日)
- 会 場 県立近代美術館 企画展示室
- 休館日 毎週月曜日  
※8月9日・8月16日(月)は開館  
8月10日(火)休館
- 開館時間 午前9時～午後5時  
(観覧券の販売は午後4時30分まで)
- 観覧料 一般1,500円(1,300円)  
高校・大学生1,300円(1,100円)  
中学生以下無料

## コレクション展 第2期

- [展示室1] 親と子のワクワク美術館  
ナニがドウしてコウなった!?
- [展示室2] 嗚呼東京
- [展示室3] 近代美術館の名品

- 会 期 6月22日(火)～8月29日(日)
- ※詳細は下記URLを御覧ください。

### 【お知らせ】

- ・マスクの着用に御協力をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容に変更が生じる場合もございます。最新の情報は美術館ウェブサイト等で御確認ください。

県立近代美術館  
住所 長岡市千秋3丁目278-14  
TEL 0258-28-4111  
URL <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

## ●県立万代島美術館（新潟市） 企画展「大地のハンター展 ～陸の上にも4億年～」



動物たちの「捕食」に注目し、生態系におけるその役割と重要性を解き明かす科学展覧会。大型のワニやネコ科哺乳類、フクロウ、タカなどの猛禽類、トンボやハチなど、主に国立科学博物館が誇る貴重な標本により、太古の昔から現代にいたるまでの多彩なハンターたちの起源と進化をたどります。

- 会 期 7月3日(土)～9月5日(日)
- 休館日 7月5日(月)、12日(月)、26日(月)、  
8月2日(月)、23日(月)
- 開館時間 午前10時～午後6時  
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観覧料 一般1,600円(1,400円)  
高校・大学生1,300円(1,100円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金です。  
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は観覧料が免除になります。受付で御提示ください。

※9月18日(土)から「コレクター福富太郎の眼」を開催。9月6日(月)～9月17日(金)は展示替えのため休館します。

県立万代島美術館  
住所 新潟市中央区万代島5-1 朱鷺メッセ内  
万代島ビル5階  
TEL 025-290-6655  
URL <https://banbi.pref.niigata.lg.jp/>

●文化行政課 埋蔵文化財係  
「青少年文化財講座」

中学生・高校生向けに、郷土の宝である文化財を学ぶ講座を開催します。発掘現場の見学・体験、美術館展覧会の鑑賞、現地におけるフィールドワークなど、様々な角度から「文化財」を体験できるプログラムとなっています。

第1回 8月4日(水) 村上市  
「郷土の歴史発見-村上の文化財に触れる」

村上市内の史跡村上城跡(雨天時、重要文化財若林家住宅)を文化財専門調査員の案内で見学し、その後、上野遺跡で発掘体験を行います。

第2回 8月18日(水) 新潟市  
「探求! 明治新潟の文化財と美術館」

新潟市内の重要文化財で、明治期に建設された旧新潟税関庁舎や新潟県議会旧議事堂を見学し、その後、県立万代島美術館で展覧会の見学や学芸員の仕事についてのお話を聞きます。

- 参加対象 県内の中学生・高校生
- 募集人員 各回10名程度
- 参加費用 無料
- 申込方法 文化行政課ホームページから申込書をダウンロードしていただき、学校をとおして申し込んでください。

○申込期限 7月21日(水)  
※詳細は下記URLを御覧ください。

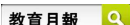


【令和元年度の様子】

新潟県教育庁文化行政課埋蔵文化財係  
住所 新潟市中央区新光町4-1  
TEL 025-280-5620 FAX 025-280-5764  
E-mail ngt500080@pref.niigata.lg.jp  
URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunkagyosei/>

※PDFファイルで御覧の方は、下線部(Webページアドレス)をクリックすると、直接該当Webページにジャンプしますので御活用ください。

※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。「新潟県 教育月報」で検索してください。



発行所 新潟県教育庁総務課  
所在地 〒950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
電話 025-280-5587  
FAX 025-285-3766  
E-mail [ngt500010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt500010@pref.niigata.lg.jp)  
Web版URL :  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>  
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください  
<無断転載を禁ず>

新型コロナウイルス感染症に関するトピックス②  
～児童生徒の感染傾向～

※「新型コロナウイルス感染症に関するトピックス」を令和3年度4・7・10・1月号に特別掲載していきます  
保健体育課

○文部科学省による学校における感染事例の分析  
(R2.6.1~R3.4.15までに文部科学省に報告のあったもの)

学校における感染者数(人)

|      | 小学校    | 中学校    | 高等学校   | 特別支援学校 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 児童生徒 | 6,183人 | 4,072人 | 7,046人 | 269人   |
| 教職員  | 910人   | 528人   | 741人   | 203人   |

児童生徒の感染経路

| 家庭内感染 | 学校内感染 | その他 | 感染経路不明 |
|-------|-------|-----|--------|
| 57%   | 13%   | 7%  | 22%    |

同一の学校において複数の感染者が確認された事例

| 小学校  | 中学校  | 高等学校 | 特別支援学校 |
|------|------|------|--------|
| 342件 | 315件 | 808件 | 41件    |

- ・感染経路として「家庭内感染」が最も多い。全体で57%、小学校では78%。
- ・高校生は「感染経路不明」が33%と、他の学校種と比較して高い割合となっている。
- ・高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう、指導することが必要。

○新潟県の児童生徒の感染傾向

- ・4月以降、県内の感染者数増加に伴い、児童生徒の感染者数も急増している。
- ・感染経路については、全国と同様、家庭内感染が51%で約半数を占めている。
- ・同一の学校において複数の感染者が確認される事例が増えてきている。
- ・学校内に感染者が発生したことを受けて実施した検査で、他の児童生徒が陽性と判明するケースが複数ある。

これまで、食事の場面において感染が疑われる事例があります。学校内外における児童生徒同士の食事の場面についての指導に加え、家族に症状がある場合、家庭にも食事の取り方について協力を依頼する必要があります。

また、これからの季節は、熱中症予防のためにマスクを外す場合は、身体的距離を保つようにしましょう。

